

豊浦町立豊浦小学校「いじめ防止基本方針」

○ はじめに

学校教育目標「よく考える子 思いやりのある子 やりぬく子 生命を大切にする子」の実現に向け、「自分と仲間を信じ、明日を創る豊小っ子の育成～自立（じぶんとかかわる）・協働（ひととかかわる）・創造（みらいとかかわる）～」を重点教育目標に設定し、個別最適な学びにより、児童一人一人の可能性を最大限に引き出すとともに、協働的な学びにより、児童同士が互いに高め合い新たな価値を創造する教育を展開することが大切である。そのため、児童が安心して安全に学校生活を送ることができる環境を整備することが重要であり、校内体制を確立するとともに、関係機関等の様々な視点からの意見も組み入れた具体的方策に取り組むために、「豊浦小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じさせる恐れがある。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。こうした取組を進めるためには、学校、保護者及び地域といじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう体制の整備を行う。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に関して、当該児童等が在籍しているなど該当児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2. いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) 道徳科の授業実践を充実させる。
- (3) いじめ防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見、早期対応を組織的に推進する。
- (4) アンケート調査と連動した定期的・迅速な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。
- (5) 児童が主体的にいじめの問題について考え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (6) 町内の小中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで行う。
- (7) 本方針及び具体的な取組等については、学校だより等で情報発信し、いじめ防止の啓発に努める。

3. いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ未然防止のため、「いじめ防止対策委員会」を設置・機能させ、校内生徒指導部と連携し、実効的な取組を推進する。

① 構成

校長、教頭、◎生徒指導部長、生徒指導部員、対象児童担任（必要に応じて教務主任、養護教諭、SC、SSW が参加、）

- ・未然防止のための年間指導計画の作成
- ・調査及び教育相談に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること
（調査、認知や解消の判断、指導や支援、具体策の決定、保護者への支援・助言、関係機関との連絡調整）
- ・いじめにかかわる生徒指導に関すること

③ 開催

- ・学期 1 回定例会を行う。
- ・いじめ事案が発生したときは、即時に開催する。

(2) いじめ防止のための定期的なアンケート調査の実施

- ① 道教委作成の様式による年 2 回のアンケートの実施
- ② アンケート結果の集計及びいじめの認知

(3) いじめの相談体制の整備

- ① 定期的な教育相談の整備（年 2 回の一斉の「なやみごと相談」と必要に応じた面談）
- ② スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ相談電話等の公的相談機関の周知

(4) いじめ防止等に関する教職員の資質の向上

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関する研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応

- ① 定期的なネットパトロールの実施
- ② 児童及び保護者に情報機器を使用する上でのマナーやルールを学ぶ教室を行うなど、情報モラル教育の充実に努める。

(6) いじめの具体的な対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑いがある場合、速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合、即座にいじめをやめさせ、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った児童や保護者に対応に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ③ いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送るために必要があると認められるときは、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習させる措置を講じる。
- ④ 児童、保護者などいじめにかかわる関係者の関係改善のため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した場合は、豊浦町教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。

- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等の情報を適切に提供する。ただし、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑤ 調査結果は、豊浦町教育委員会を通じて、豊浦町長に報告する。

4. 学校いじめ基本方針の評価等について

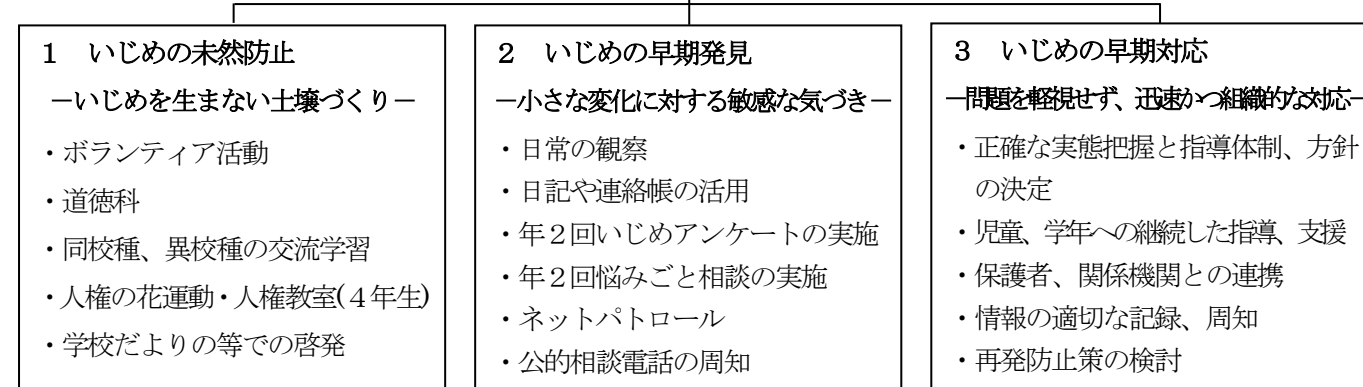
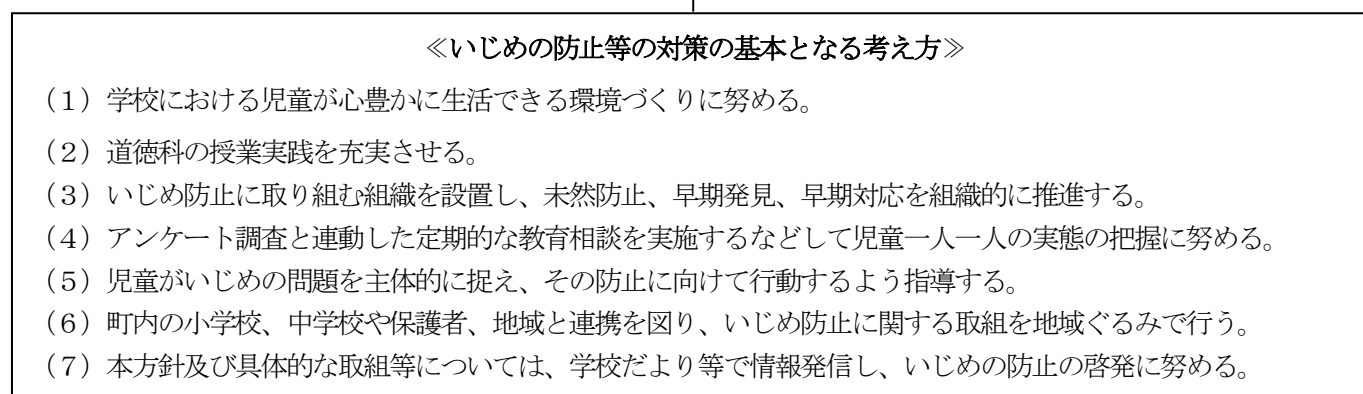
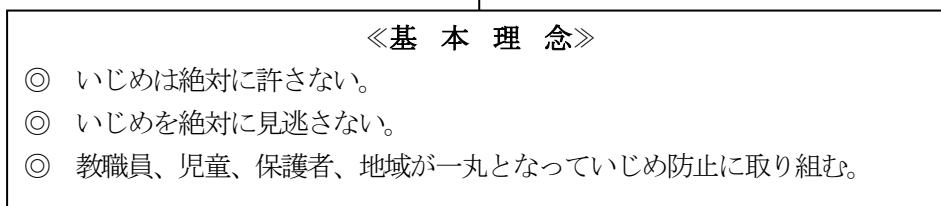
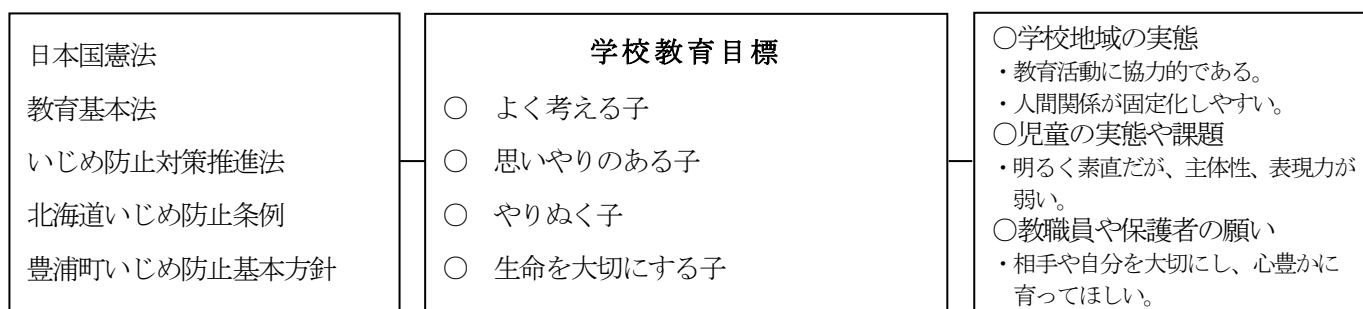
- (1) 本方針に基づき、次のことについて年間計画を作成する。
- ① 校内研修の取組
 - ② いじめの対応にかかわる教職員の資質向上の取組
 - ③ いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめ防止に関する取組の徹底を図るためチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

5. いじめ防止年間計画

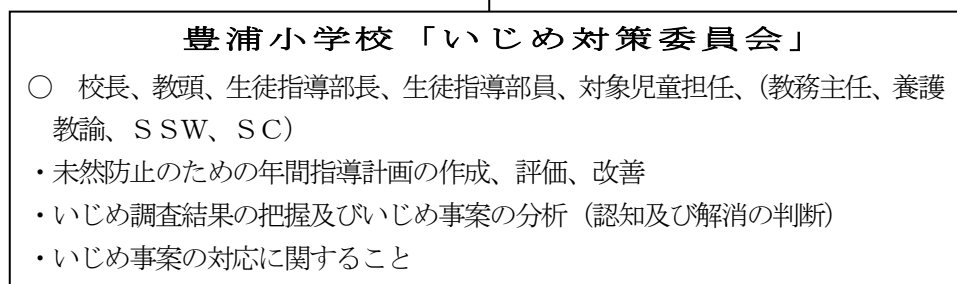
| 月 | 学校・いじめ防止対策委員会・生徒指導部の取組 | 学級の取組 |
|---------|--|--------------------------|
| 4 | いじめ防止基本方針の作成(見直し)[対策委員会] いじめ防止年間計画作成(見直し)[対策委員会] いじめ防止全体計画作成(見直し)[対策委員会] | こども園・幼稚園からの引継ぎ情報の共有 |
| 5 | 第1回いじめアンケート[生徒指導部] | |
| 6 | 1学期悩みごとアンケート[生徒指導部] 生徒指導事例交流会[生徒指導部] | 悩みごと相談① |
| 7 8 | 学年の実態の分析と対策[対策委員会] ・ 学校評価[教職員・保護者・児童] | 学級経営の反省 |
| 9 | いじめに関する研修会の実施[管理職、生徒指導部] | |
| 10 | 第2回いじめアンケート[生徒指導部] 2学期悩みごとアンケート[生徒指導部] | 悩みごと相談② |
| 11 | 学年の実態の分析と対策[対策委員会] いじめ防止に関する児童会活動[生徒指導部] | スマホ・ケータイ安全教室 [4～6年生] |
| 12 1 | 学校評価[教職員・保護者・児童] ・ 学級経営反省交流会② | 学級経営の反省 |
| 2 | 学校評価[学校運営協議会] | |
| 3 | 今年度取組の評価と次年度改善方針の決定 [対策委員会] | 学級経営の反省 中学校への引継ぎ情報の共有 |

令和6年度 豊浦小学校いじめ防止全体計画

豊浦町立豊浦小学校



校内生徒指導部



豊浦町教育委員会 豊浦町生徒指導担当者会議